

議案第68号

四万十町短期滞在型宿泊施設条例について

四万十町短期滞在型宿泊施設条例を次のように定める。

平成29年12月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町短期滞在型宿泊施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、本町への移住又は定住を促進することを目的として設置する四万十町短期滞在型宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 宿泊施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
四万十町短期滞在型宿泊施設	四万十町古市町 22 番地 1

(管理運営)

第3条 町長は、宿泊施設の管理及び運営を、法第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の規定に基づき行うものとする。

(業務)

第4条 宿泊施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宿泊施設の管理に関する業務
- (2) 宿泊施設の利用向上を図るための企画運営に関する業務
- (3) 宿泊施設の利用の許可に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合においては、第6条、第7条、第9条及び第10条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する業務
- (2) 宿泊施設の利用料金(法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) その他指定管理者が行うことが適当と認められる業務
(利用の許可等)

第6条 宿泊施設を利用しようとする者は、町長にその許可を受けなければならない。

- 2 町長は、宿泊施設の利用を許可する場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊施設の利用を許可しないことができる。
 - (1) 利用の目的が宿泊施設の設置目的に反するとき。
 - (2) 宿泊施設の管理上支障があると認めるとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (4) 四万十町暴力団排除条例(平成22年条例第20号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、宿泊施設を利用させることが不適當であると認めるとき。
- 4 前3項の規定は、許可に係る事項の変更について準用する。
(利用者の責務)

第7条 宿泊施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、宿泊施設内の秩序を守り、この条例及び町長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、宿泊施設の利用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

- 2 前項の場合において利用者に損害が生じてても、町長は賠償責任を負わない。ただし、同項第3号の規定により処分をした場合であって、当該処分が町長の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 利用者は、町長に対し利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める利用料金に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29

条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

（損害賠償義務）

第11条 利用者は、宿泊施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

四万十町短期滞在型宿泊施設利用料金

	区 分	利用料金（1人当たり）
1泊につき	1人で利用	3,000円
	2人で利用	2,000円
	3人以上で利用	1,500円